

中高生の居場所づくり事業補助金
交付申請のてびき

令和8年4月 改訂

福岡市こども未来局こども健全育成課

交付申請のてびき

1 補助金交付申請書等の作成

補助金の交付を希望する団体は、補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、次の書類を添えて提出してください。

- ① 事業計画書（募集要項様式第1号）
- ② 事業収支計画書（募集要項様式第2号）
- ③ 事業資金計画書（募集要項様式第3号）
- ④ 実施団体の役員名簿（募集要項様式第4号）
- ⑤ 実施団体の定款または規約
- ⑥ 団体の収支決算書類、活動内容を記載したパンフレット等 ※1
- ⑦ 若者支援に関する取組み（募集要項様式第5号）※2

※1 新たに居場所事業を始め、まだ実績のない団体及び前年度に本補助金を受け、事業実施報告書を提出している団体は、提出不要です。

※2 補助期間が5年目（既存の居場所は4年目）以降の場合のみ提出してください。

- 提出する様式（エクセル）は、ホームページからダウンロードしてください。（「福岡市 中高生の居場所づくり事業補助金」で検索）
- 申請書類はP3～P9に掲載の【記入例】を参考に作成してください。

2 申請書類の提出

(1) 提出するもの

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（募集要項様式第1号）
- 事業収支計画書（募集要項様式第2号）
- 事業資金計画書（募集要項様式第3号）
- 実施団体の役員名簿（募集要項様式第4号）
- 実施団体の定款または規約
- 団体の収支決算書類、活動内容を記載したパンフレット等（上記※1参照）
- 若者支援に関する取組み（募集要項様式第5号）（上記※2参照）



**補助上限額（基本分）は、申請日の属する月以降の事業実施
月数に応じた月割り計算で算出します。**

※前年度から継続して交付申請を行う場合は4月末までに申請が必要です。

(2) 提出先

福岡市こども未来局こども健全育成課（福岡市役所行政棟13階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

電話 092-711-4188 e-mail kenzenikusei.CB@city.fukuoka.lg.jp

※事前連絡の上、持参、郵送又は電子メールにて申請書類をご提出ください。

(3) 申請書提出後の流れ

当課が申請書の内容を確認し、補助金の交付を決定した場合は、文書にて通知します。この通知は実績報告時にも使いますので大切に保管してください。

福岡市中高生の居場所づくり事業補助金交付申請書

令和 ● 年 5 月 1 日

(あて先) 福岡市長

※この例では
【新たに居場所を開設する団体(月に2回、会場費無し、加算あり)】
を想定して説明をしています。

申請者の住所 〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
申請者の団体名 NPO法人 おひさま
代表者の役職名・氏名 代表 博多郎

令和●年度福岡市中高生の居場所づくり事業について補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

金 201,000円

※ 仕入税額控除分を減額して申請する場合は、減額した後の額を交付申請額の欄に記載してください。

内訳

開設経費(要綱別表1ア)	100,000円
基本額(要綱別表3ア)	66,000円
会場費(" イ)	円
加算(要綱別表4ア)	円
加算(" イ)	25,000円
加算(" ウ)	10,000円

開設頻度等によって補助上限額が変わります。補助金交付要綱「別表3ア・イ」「別表4ア～ウ」を参考に、金額を記入してください。

年度中途の申請の場合

- ・「別表3ア・イ」(基本分)の上限額は、申請日の属する月以降の事業実施月数により月割計算した額になります。
- ・「別表4ア～ウ」(加算分)の上限額は、回数等の基準を満たせば年度中途の申請でも満額を対象とします。

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 事業資金計画書
- (4) 団体の定款または規約及び役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(団体の収支決算書類、団体の活動内容を記載したパンフレット等)

3 補助金を主たる収入とするため概算払いをお願いいたします。

概算払い(事前の交付)を希望される場合は、この文言を加えてください。

令和 ● 年度 事業計画書

1 運営団体

団体名	NPO 法人 おひさま
代表者名	博 多郎
団体住所	福岡市中央区天神 1-8-1
団体連絡先 (TEL/FAX)	090-1234-5678
(PCメールアドレス)	xxxx001@gmail.com

2 事業内容

居場所の名称	フリースペース 太陽	
居場所の所在地	福岡市中央区大名 9-9-99	
利用施設名	〇〇会館 学習室および研修室	
居場所の新規開設 (予定) 日	令和●年5月12日	
居場所の開設頻度	月2回	
居場所の開設日・開設時間	第2, 第4日曜 13:00~18:00	
<small>要綱別表4ア〜ウに定める 対象活動の実施 該当するものに○</small>	年間開設時間 (累計)	60 時間以上 / 120 時間以上 / 250 時間以上 / 1,250 時間以上
	アウトリーチ活動の実施	月1回 (年12回) 以上 / 月2回 (年24回) 以上
	中高生の声を取り入れた居場所づくりの実施	年 1回 / 2回 / 3回 / 4回
責任者名 (複数可)	博 多郎, 中州 花子	
補助スタッフ予定人数・氏名	7人 川端 一郎、福岡 博美、黒田 官太、山田 太郎 鈴木 次郎、佐藤 英恵、田中 博子	

すでに開設している場合は「開設済み」と書いてください。

3 事業概要

※事業の目的、対象者や活動内容、その効果等について具体的にご記入ください。

※開設頻度が月1回の場合は、月2回以上の開設が難しい理由についてご記入ください。

※下記の加算対象活動を実施する場合は、下段に活動内容等を具体的にご記入ください。

- ・アウトリーチ活動…実施日時、実施場所、スタッフ体制、活動内容等
- ・中高生の声を取り入れた居場所づくり…各回の活動内容等

(事業概要)

【事業の目的】

子どもたちが自由に過ごすことのできる居場所づくり

【対象者】

中学生・高校生・中高生世代の若者

【活動内容】

ボードゲームやトランプなどの遊び道具を通してスタッフや他の利用者と交流する。

勉強での利用の場合は奥の研修室を利用できる。

月2回の活動のうち、1回はクラフトや調理などの企画を用意する。(参加は任意とする。)

【中高生が参加しやすくなるための工夫】

大学生や専門学校生など利用者より少し上の年代の若者にスタッフとして従事してもらい、中高生が話しかけたり相談したりしやすい雰囲気を作るよう努める。

【活動の効果】

交流を重ねることで信頼関係が生まれ、利用者の心の安定を促したり、何か困ったことがあった時に相談したりできる場となり得る。

(加算対象活動)

○アウトリーチ活動 (年12回実施)

実施日時：第2日曜日 17～18時 (8月は第2・4日曜両日とも実施) 計12回

実施場所：■▲公園

スタッフ体制：中洲花子、川端一郎ほか (居場所に常駐する2名とは別に2名以上で実施)

活動内容等：居場所横にある■▲公園に、居場所を求めて各地から若者が集まっており、トラブルに巻き込まれることが懸念されている。若者が集まりだす17～18時に、若者へ声掛けを行う。話のきっかけにお菓子やポケットティッシュ、冬はカイロなどと一緒に居場所のチラシや広報カードを渡し、興味があれば居場所へ参加してみるように促す。

○中高生の声を取り入れた居場所づくり (2回実施)

【1回目】実施時期：R8年8月ごろ

実施内容：居場所のルール等をスタッフと参加者で話し合うミーティングの開催

- ・開設後2～3か月を目途に、参加者の中高生と一緒に、居場所での過ごし方のルール、やってみたい活動などを話し合うミーティングを実施。司会や書記は参加者が務める。
- 和やかに話をする場とするため、スタッフは必要な助言や見守りを行う。

【2回目】実施時期：R8年11月～12月

実施内容：参加者の中高生で企画する季節イベントの実施

11月中旬 企画ミーティング、役割分担 ～12月中旬 企画準備、広報活動
12/● 買い出し、飾りつけ、準備 12/25 イベント実施、片付け、反省会

この例では申請日が5月1日であるため申請日より前の経費は補助対象経費にはなりません

4 年間事業計画

実施時期	取組項目	金額 (円)	積算内容
4月	開設準備	5,000	チラシ印刷費 5,000 円
5月	居場所の開設 (12, 26) 室内遊び・制作活動・自習など アウトリーチ活動 (12)	112,100	備品購入費 A60,000 円、B40,000 円、 消耗品費 4,510 円、材料費 2,000 円、 傷害保険料 1,750 円、スタッフ交通費 3,840 円
6月	居場所の開設 (9, 23) 室内遊び・制作活動・自習など アウトリーチ活動 (9)	7,590	材料費 2,000 円、傷害保険料 1,750 円 スタッフ交通費 3,840 円
7月	居場所の開設 (14, 28) 室内遊び・制作活動・自習など 中高生の声を取り入れた活動① アウトリーチ活動 (14)	7,590	材料費 2,000 円、傷害保険料 1,750 円 スタッフ交通費 3,840 円
8月	居場所の開設 (11, 25) 室内遊び・制作活動・自習など アウトリーチ活動 (11, 25)	7,590	材料費 2,000 円、傷害保険料 1,750 円 スタッフ交通費 3,840 円
9月	居場所の開設 (8, 22) 室内遊び・制作活動・自習など アウトリーチ活動 (8)	22,590	チラシ印刷費 15,000 円、材料費 2,000 円 傷害保険料 1,750 円、スタッフ交通費 3,840 円
10月	居場所の開設 (13, 27) 室内遊び・制作活動・自習など アウトリーチ活動 (13)	7,590	材料費 2,000 円、傷害保険料 1,750 円 スタッフ交通費 3,840 円
11月	居場所の開設 (10, 24) 室内遊び・制作活動・自習など アウトリーチ活動 (10)	7,590	材料費 2,000 円、傷害保険料 1,750 円 スタッフ交通費 3,840 円
12月	居場所の開設 (8, 22) 室内遊び・制作活動・自習など 中高生の声を取り入れた活動② アウトリーチ活動 (8)	10,590	材料費 5,000 円、傷害保険料 1,750 円 スタッフ交通費 3,840 円
1月	居場所の開設 (12, 26) 室内遊び・制作活動・自習など アウトリーチ活動 (12)	7,590	材料費 2,000 円、傷害保険料 1,750 円 スタッフ交通費 3,840 円
2月	居場所の開設 (9, 23) 室内遊び・制作活動・自習など アウトリーチ活動 (9)	7,590	材料費 2,000 円、傷害保険料 1,750 円 スタッフ交通費 3,840 円
3月	居場所の開設 (8, 22) 室内遊び・制作活動・自習など アウトリーチ活動 (8)	7,590	材料費 2,000 円、傷害保険料 1,750 円 スタッフ交通費 3,840 円
合計金額		211,000	円

備品購入費はA・Bに分けて記載してください。

令和●年度 事業収支計画書

法人名ではなく居場所の名称を記入してください。

団体名(フリースペース 太陽)

1 収入

科目	B 予算額	内訳
開設経費補助金	100,000	中高生の居場所づくり事業補助金
事業経費補助金	101,000	中高生の居場所づくり事業補助金
自己資金	10,000	
合計	211,000	

月に2回開設の場合の基本額の上限は72,000円/年ですが、申請月以降の月が対象となりますので、5月に申請をした場合は「72,000×12分の11=66,000円」が基本額の上限額となります(①)。また、加算分は回数等の基準を満たせば満額が上限対象となります。この例では「アウトリーチ加算25,000円」(②)、「中高生の声加算(2回実施)10,000円」(③)となり、①+②+③=101,000円が補助上限額(交付額)です。

補助対象となる費目はP10、P11のとおりです。

2 支出

費目	C 予算額	うち補助対象経費	積算内訳
備品購入費	100,000	100,000	補助対象 A: テーブル、椅子、本棚 60,000円 B: 調理器具、ボードゲーム等40,000円 対象外 備品購入費はA・Bに分けて記載してください
印刷費	20,000	15,000	補助対象 案内チラシ作成費15,000円 対象外 案内チラシ作成費(申請前)5,000円
消耗品費	4,510	4,510	補助対象 ペーパータオル・ラップ・ゴミ袋・台所用洗剤・事務用品等4,510円 対象外
材料費	25,000	25,000	補助対象 工作・調理材料費2,000円/回×10回 クリスマス時材料費5,000円 対象外
保険料	19,250	19,250	補助対象 1,750円/月×11ヶ月 対象外
交通費A	42,240	42,240	補助対象 640円×3名/回×22回 対象外
合計	211,000	206,000	

何にいくら充てるか分かるように記載してください。

金額は一致していますか?

若者支援に関する取組み

(団体名 **フリースペース 太陽**)

1 若者の生活習慣、コミュニケーション能力、自主性・自立性、社会性などを高め、健全育成や自己形成を支援する取組みの内容(当てはまるものに○)

(1) 体験活動

(2) 文化・スポーツ活動

(3) 学習支援

(4) その他 ()

補助期間が5年目(既存の居場所は4年目)以降の場合のみ、この書類を提出してください。

(1)~(4)の具体的な内容を記載

研修室を学習スペースとして開放し、勉強を見たり、進路についての相談を受けたりできるように、利用者に年齢に近い大学生・専門学生スタッフを常駐させる。また、学校や塾のような雰囲気ではなく、雑談や息抜きができて気軽に利用しやすいように、フリードリンクやおやつを置いて音楽を流すなどの環境づくりも工夫する。

2 1の取組みのねらい、期待される効果などを自由に記載

居場所の所在地である中央区は、図書館の自習スペースが狭いうえ、中高生が気軽に利用できるカフェもなく自習場所に困っているという話を聞いた。学習スペースを提供することで、新規の中高生の利用者が増えることが期待される。

また、コミュニケーションが苦手な子も、自習だと通いやすく、その中で徐々にスタッフとの信頼関係を築いていきたいというねらいがある。

【費目別の補助対象経費】

1 開設経費補助金について

○ 補助対象経費

費目	内訳
工事費	<p>建物の改修・増築に係る費用 ※事業実施に最低限必要な改修に限ります。</p> <p>【該当する工事の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の壊れた部分の補修工事 ・棚等の製作・設置工事 ・畳をフローリング化する改修工事 ・手洗いの設置等の増築工事
印刷費	居場所宣伝のためのチラシ・ポスター等を作成、印刷する費用
備品購入費 A	<p>価格が1万円以上かつ、耐用年数が2年以上の備品を購入する費用 ※事業実施のために最低限必要で、中高生を中心とした若者の非行防止・健全育成を図るために必要なものに限ります。</p> <p>※市長が補助対象とすることが適当でないとは判断するものは、補助対象外とします。</p> <p>【補助対象外とする備品の例】・ゲーム機器、ゲームソフト類・テレビ</p>
備品購入費 B	別表に定める備品を購入する費用

※購入予定の備品の内訳について、補助申請の前にこども未来局担当課と必ず協議してください。

○ 別表：価格が1万円未満であっても備品と定義するもの

物品名
書籍類
トランプ等のカードゲーム類
オセロ、将棋等のボードゲーム類
バレーボール、卓球のラケット等のスポーツ用品
机、いす、棚、カーペット等の家具類
活動に必要な家電類
活動に必要な器具類（紙皿等の繰り返し使用できないものを除く）

2 事業経費補助金について

○ 補助対象経費

費目	内訳
会場費 A	通常使用する居場所事業実施会場を借りるための費用 ※自宅（代表者に限らずスタッフの自宅を含む。）や他の事業に使用する事務所の場合、対象外とします。
会場費 B	特別企画等で通常とは異なる会場を一時的に使用するための費用 【会場費 B の対象となるものの例】 ・スポーツイベントのために体育館を借りた場合の使用料など
光熱水費	事業に利用した電気・ガス・水道の費用 ※自宅や他の事業に使用する事務所の場合、補助対象外とします。
報償費	スタッフの資質向上のための外部研修講師等への謝金 (団体構成員への謝金は対象外)
印刷費	居場所宣伝のためのチラシ・ポスター等を作成、印刷する費用
消耗品費	消耗品（価格が 1 万円未満のもの。備品を除く。）を購入する費用 【消耗品費の対象になるものの例】 ・筆記用具等の事務用品の購入費用 ・野外活動等で使用した使い捨て容器等の購入費用 ・調理用具、掃除用具、包装資材（ラップなど）等の購入費用
備品購入費 B	別表に定める備品を購入する費用
材料費	事業で実施した調理に要した食材の実費 事業で実施した工作、手芸等の材料費
会議食糧費	事業に伴う会議及び研修のための茶菓代 ※ <u>1 人あたり 200 円 / 回</u> を上限とします。 ※会食代、スタッフの飲食代は、補助対象外とします。
交通費 A	スタッフが事業の実施のため、自宅から事業実施場所への移動に要した費用 ※1 人 1 日当たり 2,619 円を上限とします。
交通費 B	居場所の事業に関連した勉強会等への移動に要した費用（他の居場所団体との交流、スタッフの研修及び講演会への出席等） ※ガソリン等の燃料代は、補助対象外とします
保険料	利用者を対象とするもので、かつ、死亡・後遺障害、入院及び通院を保障する保険料 ※責任者及びスタッフのみを対象とするものは、補助対象外とします。
通信費	電話代、郵便切手代、インターネット料金等。ただし、自宅（責任者に限らずスタッフの自宅を含む。）や他の事業に使用するための経費を除く。

問い合わせ

福岡市こども未来局こども健全育成課

電 話 092-711-4188

FAX 092-733-5534

E-mail kenzenikusei.CB@city.fukuoka.lg.jp

住 所 〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所行政棟 13階